

訴

状

(住所)

\*\*\*

げん ことく きとう たきさぶろう  
原 告 佐藤 瀧三郎  
どう しょ  
同 所  
げん ことく きとう ようこ  
原 告 佐藤 陽子

(送達場所)

〒160-0014  
とうきょうと しんじゅくくないとうまち 1 ばん ち ないとうまちさんよう びる 6 かい  
東京都新宿区内藤町1番地内藤町三洋ビル6階  
でんわ  
電話 03(5366)3855  
ファックス(5366)3858  
げんこく そしょうだいにん べんごし くるさき たかし  
原告ら訴訟代理人 弁護士 黒寄 隆

(送達場所)

〒104-0061  
とうきょうと ちゅうおうくぎんざ  
東京都中央区銀座3-7-16 銀座NSビル6階  
でんわ  
電話 03(3535)2851  
ファックス(3535)2854  
げんこく そしょうだいにん べんごし おおいし こういちろう  
原告ら訴訟代理人 弁護士 大石 剛一郎

(住所)

とうきょうと しんじゅくく おおくほ ちょうめ ばん 1-201号  
東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号  
ひ ことく しゃかいふくしほうじんとうきょうとしゃかいふくしじぎょうだん  
被 告 社会福祉法人東京都社会福祉事業団  
だいひょうしゃ りじ なかじま もとひこ  
代表者理事 中島 元彦

(送達場所)

〒191-0042  
とうきょうと ひ の しほどくほ  
東京都日野市程久保843  
ななおふくしえん ちてきしょうがいしゃこうせいしせつ  
七生福祉園(知的障害者更正施設)

(住所)

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市  
がしゅうこく しゅう  
アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市  
パイン街70番地  
がい ばんち  
被 告 Iアイ1-インシュアランスカンパニー  
だいひょうしゃ だいひょうとりしまりやく  
代表者代表取締役 トーマス・アール・テイジオ

(送達場所) 〒100 - 8234

東京都新千代田区丸の内1丁目1番3号

エイアイユー保険会社

日本における代表者 横山 隆美

損害賠償等請求事件

訴訟物価格 46,565,730円

貼用印紙額 204,600円

## 請求の趣旨

- 1 被告らは原告佐藤瀧三郎に対し、金1,058,500円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは原告佐藤陽子に対し、金1,058,500円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団は原告佐藤瀧三郎に対し、金22,224,365円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団は原告佐藤陽子に対し、金22,224,365円及びこれに対する平成15年1月9日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求めらる。

# 請求の原因

## 第1 当事者

### 1 原告ら

(1) 原告らは、平成15年1月8日に(現在は被告東京都社会福祉事業団が経営している)知的障害者更生施設「七生福祉園」を入所利用して入浴中に浴槽内で溺死した佐藤進(以下、進氏という)の父母である(甲第1、2、4号証)。

(2) 進氏は昭和43年2月23日生であり、「愛の手帳」3度の知的障害を持つ人であった(甲第3号証)。なお、進氏には「てんかん発作」もあるとされていたが、後述のとおり、眼球上転(七生福祉園では「てんかん発作」と位置づけられていた症状)は「てんかん」によるものではないものと解され、進氏においては本件事当、当時、「てんかん」による発作と断定できるような症状はなかった。

### 2 被告東京都社会福祉事業団

(1) 被告東京都社会福祉事業団(以下、被告事業団という)は平成10年に設立された社会福祉法人であり、東京都から委託を受けて、七生福祉園のほか多数の知的障害者更生施設等を経営している。

(2) 七生福祉園(東京都日野市程久保843)は知的障害者更生施設であり、平成10年5月31日までは所謂「都立施設」であったが、現在は被告事業団の経営する施設である(甲第5号証)。

(3) 七生福祉園においては、平成13年4月にも、利用者の死亡事故が発生していた(甲第6号証の1)。利用者の死亡事故が発生してから2年も経過していない時点で、「入浴時」という一定の危険性が十分に予想される生活場面において再び死亡事故が発生した(甲第6号証の2)、という事実は、七生福祉園における援助サービスに恒常的な問題性・危険性(それは恒常的に利用者の人権が脅かされていることを意味する)があ

ることを示唆していると言わざるを得ない。

- (4) 進氏は前述のとおり、昭和60年4月1日から平成15年1月8日まで約18年もの長期にわたり、七生福祉園を入所利用していた。

それゆえ、七生福祉園の職員らは同氏の生活実態、障害や発作の特性、投薬内容などについて熟知していた。そのような進氏について、「入浴時」という、一定の危険が十分に予想される生活場面で、本件死亡事故は発生した。従って、本件事故に関しては、法的な面でも、また職業倫理的な意味でも、日常的な福祉サービス提供を業としている被告事業団及び七生福祉園の責任は、絶対に軽視・看過されてはならないものである。

### 3 被告エイアイユー保険会社

- (1) 被告エイアイユー保険会社(以下、被告保険会社という)は、本社をアメリカのエイアイユーインシュアランスカンパニーとする法人であり、傷害保険業務等を業とする法人である(甲第7号証)。
- (2) 原告佐藤瀧三郎(以下、原告父という)は、本件死亡事故発生当時、進氏を被保険者として、被告保険会社の普通傷害保険(死亡保険金211万7000円)に加入していた(甲第8号証)。

## 第2 本件死亡事故

進氏は平成15年1月8日、日常的な生活の場であった七生福祉園において、入浴中に、浴槽内で溺死した(甲第2号証)。

- 1 原告らが、進氏の入浴中の本件死亡事故について、事故発生当日(平成15年1月8日)の夜に、七生福祉園の担当職員から直接話を聞いて事実確認した内容、及び原告らが現に対応した内容は、およそ下記のとおりであった(甲第9号証)。

16時30分以前 進氏は、職員の手伝い（食事）としようとしていた。

16時30分頃 進氏は、入浴をはじめた。

18時30分頃 担当職員が風呂を見に行き、進氏が浴槽に浮いているのを発見した。

19時 原告父が自宅に一人でいるときに、担当職員から「進さんが緊急事態です。これから救急車を呼んで病院に直行します。転送先の病院が分かり次第また連絡します。」との電話があった。

19時過ぎ 原告母が五反野駅付近で、原告父から電話を受けた。

19時15分 再度、担当職員から電話があった（原告父受）。  
「転送先が花輪病院と分かったので、来てください。」

(19時20分ころ、進氏、花輪病院にて死亡)  
原告父母、自家用車で、花輪病院に向かう。

20時30分 原告父母が花輪病院に到着するとすぐに、担当職員が、「お父さん、お母さん、ごめんなさい」、原告父母が、「どうしたの」と聞いても、「ごめんなさい」と繰り返すだけであった。進氏の身体は既に固くなっていた。  
(原告父母はその後警察に行った)

22時40分 原告父母は、警察を後にした。

2 被告は、本件事故発生当日には上記1のとおり七生福祉園職員が述べていたにもかかわらず、後日行政などに報告するにあたっては、進氏が入浴を開始した時刻につき17時30分ころと説明した（甲第10号証）。

また、七生福祉園の渡辺園長は、本件死亡事故発生から僅か3日後に、進氏の溺死原因について何らの調査もしていない状況、原告ら（両親）も死因に関して全く納得していない状況において、「七生福祉園に法的過失はない」旨公言した（甲第6号証の2）。

3 死亡の原因について

(1) 本件死因は、浴槽内での溺死である点については争いが無い。なお、死体検案を担当した医師によれば、「外傷は見られなかった」とのことである。進氏はおそらく、浴槽内で入浴中に、何らかの理由で湯船に沈み、起き上がれず、溺水したものと推定される。

(2) 七生福祉園の渡辺園長は、進氏が浴槽内で溺水した原因について「てんかん発作」であると説明している(甲第6号証の2)。

そして、死体検案を担当した医師は、この七生福祉園の説明をそのまま採用して、死体検案書(甲第2号証)において、直接死因たる溺水吸引の原因について、「てんかん発作時の意識障害」と記載した。

また、被告保険会社は、この「てんかん発作」による溺死ということ根拠に、本件死亡事故を「病死」と評価し、保険金の支払を拒絶している。

(3) しかしながら、上記(2)の七生福祉園(渡辺園長)の説明は誤りである。

七生福祉園は、進氏において平成8年9月ころ以降に発生した、所謂「眼球上転」の状態について、これを「てんかん発作」と捉えていたようであるが、この認識は誤りであった。

何故なら、てんかん発作としての眼球上転であれば、長くても10~20分程度でおさまるものであるし、また意識障害を伴うものであるのが通常であるところ、進氏の眼球上転は1時間以上(時には数時間も)続くことがしばしばあり、しかも意識障害を伴わない様子だったからである(甲第11号証)。

進氏は、昭和60年4月1日から平成15年1月8日まで約18年もの長期にわたり、七生福祉園を入所利用していたが、平成7年の前半ころ、精神的に不安定になって他害行為に至ってしまったことがあったということで、平成7年7月上旬から同年10月上旬まで約3か月間、桜ヶ丘記念病院精神科において入院治療を受けた。

そして、七生福祉園において、進氏の他害行為の原因は何なのか、進氏がどのような時に精神的に不安定になるのか、どのような周囲の援助によって防止することができるのか、について十分に尽くされることなく、進氏は平成7年10月に同病院退院後、本件死亡事故発生に至るまでの間ずっと継続して、「レボトミン」名の向精神病薬

を服用し続けていた（甲第12号証の1、2）。そして、進氏の他害行為は発生しなくなった。おそらく、「レボトミン」名の向精神病薬は、一定程度有効に作用していたものと推測される。

しかし、「レボトミン」名の向精神病薬には副作用があった。

進氏における眼球上転発作が発生したのは平成7年10月に桜ケ丘記念病院精神科退院した後のことであり、それ以前はそのような発作はなかった。言い換えれば、「レボトミン」の継続的服用前にはそのような発作はなかったのである。

「レボトミン」は一般に「ヒルナミン」と呼ばれる製剤の一商品名であり、「マレイン酸レボメプロマジン」という強力な精神安定剤である。その副作用としては、眼球回転発作、パーキンソン症候群（動作緩慢になる）などがあり、注意力・反射神経の低下に注意すべきこととされている（甲第13号証の1乃至3）。このような情報は一般の書物やインターネットを通じて容易に入手できる情報である。

進氏の生活記録をみると、進氏の眼球上転発作は、抗てんかん薬の投与ではなく、「アーテン」というパーキンソン症候群治療剤の投与によって抑制されていたことがわかる。

以上のようなことから見て、進氏の眼球上転発作は、向精神病薬たる「レボトミン」の副作用によるものであったものと合理的に推定されるのである。

進氏は、昭和60年4月1日から平成15年1月8日まで約18年もの長期にわたり、七生福祉園を人所利用していたわけであるが、七生福祉園は、進氏の眼球上転について、正確な理解をしていなかったのである。

生活指導記録など（甲第11号証）によれば、進氏はしばしば、眼球上転したまま、トイレに長時間こもったり、道端で動かなくなったり、呼んでも応えなかったり、浴室で眼球上転状態になったりしていたことが窺われる。

進氏は、眼球上転状態下においても意識のある状態を維持していたというのが周囲の人たちの共通認識であったが、動作は非常に緩慢になり、動きが止まってしまうことも多かった。

そして、前述のとおり、「レボトミン」の副作用として、眼球回転

発作、パーキンソン症候群などがあり、注意力・反射神経の低下に注意すべきこととされているのである（甲第13号証の1乃至3）。

そうすると、進氏に関しては、入浴中に眼球上転や注意力・反射神経の低下によって、何かの拍子に湯船に沈み、緩慢な動作の中で溺水する、という事態は十分に起こりうることとして、認識可能である。通常であれば、すぐに起き上がって事なきを得るケースであっても、ちょうど進氏が「レボトミン」の副作用により眼球上転し、動作緩慢状態に陥っていると、うまくすぐに起き上がれず、水を飲み、溺れてしまう、という事態が発生することは、容易に予測できるところである。本件はまさにこのようなケースであったものと合理的に推定されるのである。

#### 4 ななおふくしえん どうしよくいん ちゅういぎ むいはん 七生福祉園・同職員らの注意義務違反

##### (1) 知的障害者更生施設一般の注意義務

知的障害者更生施設においては平成15年4月以前においては、行政の「措置」によって、知的障害を持つ人が多数入所させられてきた。

「措置」は、本人の申請に基づく行政行為ではあるが、本人には実際上、福祉サービス選択権限、他の福祉サービスを選択できる可能性はなく、特に入所施設利用は本人の真意に反しているケースがほとんどであった。このことは支援費制度が導入された現在も基本的に同様である。

しかし、そのような本人に不本意な入所施設利用ではあるが、利用関係の実態においては（厳密な意味での契約関係が成立しているわけではないものの）学校と生徒の関係と同様に、一定の債権債務を負う契約類似の関係として、把握されるべきである。

従って、法人・施設側は利用者本人側に対し、利用者本人が施設利用中に負傷したり事故に遭遇したりしないように適切に配慮すべき「利用（契約）関係上の義務」（安全配慮義務）を負担しているものと解される（甲第14号証162, 168, 173, 174頁等）。

より具体的には、法人・施設側としては、利用者の動きを把握し、目配りを欠かさない体制づくり・サービス提供を行う義務を負っており、例えば、施設内の浴室での事故については、十分予見可能性のあるものと

言える（甲第15号証の1乃至3）。

(2) とくに入浴時における注意義務一般について

一般に、入所施設において、入浴時の事故は非常に多い（甲第15号証の1乃至3）。浴槽内での溺死の危険も一般的に高い。入浴時には、事故発生防止に向けた注意を払う必要性が一般的に高いのである。

知的障害者更生施設における利用者の入浴の際には、浴室が他の場所に比べて床が滑りやすいこと、転倒した場合には衣服等による保護がないために大怪我をする危険があること、また、湯船のなかで一旦事故が発生すれば多量の湯を吸い込むことによって利用者の身体生命に極めて重大な結果をもたらすこと、などが一般的に見て容易に認識されるものである。

従って、入浴時に関する注意義務は一般に、他の生活場面よりも高度な内容が要求される。

(3) 佐藤進氏の障害の内容・特性

進氏は知的障害をもっていた。

また、過去に「てんかん」と診断されていたことがあった。

しかし、少なくとも本件事故当時においては、明確な「てんかん」の症状は発生していなかった。

そして、進氏は前述のとおり、過去に精神的に不安定になってしまったことがあったことを契機に向精神薬「レボトミン」を常用することとなっていた。この向精神薬は進氏の精神的な安定のためには一定の効果があつたものと推測されるが、他方、その副作用により、進氏においては、眼球上転発作、動作の緩慢などの症状が顕著に出ていた（薬剤惹起性パーキンソニズムス）。このために、進氏はしばしば、眼球上転したまま、トイレに長時間こもったり、道端で動かなくなったり、呼んでも応えなかったり、浴室で眼球上転状態になったりしていたのであり、それらの事実は七生福祉園の生活記録など（甲第11号証、同12号証の3）から、明らかであった。

(4) 七生福祉園・同職員らの注意懈怠

本件においては、七生福祉園の職員らは進氏に対し、上記(1)の安全配慮義務の内容として当然に、施設利用中の身体的安全を確保する義務を負担していた。

そして、七生福祉園の職員らとしては、とくに利用者の入浴時に関しては、その事故多発性に鑑み、事故を防止するために、利用者の入浴状況を把握したうえで、入浴介助が必要とされる利用者について事故が発生しないように援助を行うべき義務があることはもちろん、通常は入浴介助が必要とされない利用者であっても、入浴中の事故が発生しないように、適切な見守り状態を保持することなどによって、注意すべき義務があり、また、異常な事態が発生した場合にはその異常を直ちに発見して救護措置を取れるように救助体制を整えておくべき義務が存在していた。

とくに、進氏の場合には、七生福祉園の生活記録上の記載(甲第11号証、同12号証の3)自体からも明らかなおおあり、事実として眼球上転発作状態が日常的に頻繁かつ異常に長時間にわたり表れており、同状態下においては極端に動作が緩慢になり、動きが止まってしまうことも多かったのであり、その原因が「レボトミン」の副作用であることは、眼球上転発作の発生時期、抑制方法、使用薬剤の性質(一般的に入手できる程度の情報)などから、容易に推定できたのである(甲第13号証の1乃至3)。

従って、七生福祉園の職員らとしては、進氏の入浴時に関しては、十分に注意する必要があった。

また、進氏の入浴時間はせいぜい10分程度と短いのが通常であったので、進氏が入浴を開始したときには、入浴後5分ないし10分程度経った時点で一度様子を見に行くなどすれば、十分かつ容易に見守り可能であった。

しかし実際には、七生福祉園の職員らは、事故当日(他の日もそうであったようである)、進氏が入浴を開始したあと、何ら見回り等も行わないことをしなかった(甲第9号証)。

つまり、日常的に注意義務違反が繰り返されており、ただ、幸いにも事故発生に至っていなかったただけであった。

このような状況は、前述したとおり、七生福祉園においては平成1

3年4月にも利用者の死亡事故が発生しており（甲第6号証の1）、それから2年も経過していない時点で再び本件死亡事故が発生してしまったことが決して偶然とは言えないことを示唆するものである。七生福祉園においては、現在も非常に危険な援助状態が続けられているものと危惧せざるをえない。

進氏は、日頃は非常に短時間で入浴を済ませていたが、本件事故当日、七生福祉園の職員が溺水した進氏を発見したのは、18時30分頃であり、入浴開始時から少なくとも1時間以上が経過した後のことであった。

進氏の入浴中、少なくとも1～2時間の間、七生福祉園職員らは、浴室の見回りを実施するなどして、入浴状況を見守り、確認することさえ、行わなかったのである。

その結果、浴槽で溺水していた進氏の発見が遅れてしまい、七生福祉園の職員らが、（浴槽にうつ伏せに浮いていた、とのことである）進氏を発見して救急車を呼び、進氏は駆けつけた救急隊によって花輪病院に搬送されたものの、結局、手遅れとなり、同日19時20分ころに死亡するに至ってしまったのである。

職員らが進氏の入浴状況の見守り・安全確認を怠ったことについては、事故当日、女性職員しか勤務についておらず、男性職員がいなかったために、同性介助の原則から、男性の入浴に対する注意が十分に払われない状態にあった（甲第16号証）ことも深く関係している。同性介助が不能だった状況が本件事故発生の大きな原因のひとつになっていた可能性は高いのである。

すなわち、七生福祉園の職員が原告らに対し「当日の事故発生時点は、女性職員ばかりで、『同性介助』の原則から、男性の浴室の様子を見に行けなかった」旨述べた事実があるが、現実的には、七生福祉園には男子職員も複数おり、入浴等に関する同性介助の確保を念頭に置いたスケジュール設定は十分に可能であった（甲第16号証）。

職員の都合による勤務体制が、利用者の見守りを手薄にし、注意義務を十分に果たせないことにつながっていたのである。

この意味でも、被告事業団・七生福祉園・同職員らの責任は重大である。

以上のような事実経過から見て、七生福祉園の職員らには、本件事故当日に進氏が安全に入浴するための適切な援助を行うべき義務、入浴状況に関する注意義務、及び救助体制整備を怠った過失に基づき、安全配慮義務違反が存在した、と言わざるを得ない。

- (5) 従って、被告事業団には、本件における進氏の死亡に関して、被告事業団の経営する七生福祉園の職員らの注意義務違反（進氏の入浴時における見守り・安全確認を怠ったこと）、すなわち施設利用関係における安全配慮義務の重要な部分に関する違反に基づく責任（債務不履行責任であると同時に不法行為・使用者責任）がある。

### 第3 損害の発生

- 1 本件事故に基づく進氏の死亡により生じた次の損害賠償請求権を、父母である原告らが相続した（甲第1号証）。

2 合計金4656万5730円

#### (内訳)

(1) 逸失利益（労働能力喪失分） 金1287万9119円

ただし、平成14年12月1日付東京都最低賃金金163万円（年収、時間給最低賃金金708円×2304時間）に稼働年齢を35歳から67歳としたライブニッツ係数15.8026を乗じ、内50パーセントにつき支出を免れた生計費として除したもの。

この点については、進氏が知的障害によって被告設置の施設に入所しており、死亡時には就労していなかったため、労働能力喪失を観念できるかが論点となると考えられる。

しかし、以下の理由から、進氏について在住していた東京都最低賃金をベースとした逸失利益が認められるべきである。

そもそも、失業者が死亡した場合には、労働能力及び労働意欲があり就労の蓋然性があるものについて逸失利益が認められると考えられ

ている。

しかし、この考え方は、これまで障害がある人の労働能力が一般的に劣っているという差別的な考えと相まって、就労の蓋然性がないという方向での障害のある人の逸失利益を否定することになりかねない。一人の人間の価値が平等であることからすれば、死亡者の障害の有無にかかわらず個別・具体的な就労の蓋然性を判断しなければならない。

東京高等裁判所平成6年11月判決は、障害をもつ年少者が死亡した場合の逸失利益の判断において、「こと人間の尊厳を尊重する精神のもとで、ひとりの人間の生命が侵害された場合に一般化された損害の算定によりある程度抽象化、平均化された人間の生命の価値を算出する方法をとるなかで、これによる算定額によるのみならず、それが実損害の算定から掛け離れたものとならない限り不確実ながらも蓋然性の高い可能性をもつ諸般の事情をも十分に考慮されてもよい」「こと人間一人の生命の価値を金額ではかるには、この作業所による収入をもって基礎とするには余りも人間一人(障害児であろうが健康児であろうが)の生命の価値をはかる基礎としては低き水準の基礎となり適切ではない(極限すれば、不法行為等により生命を奪われても、その時点で働く能力のない重度の障害児や重病人であれば、その者の生命の価値を全く無価値と評価されてしまうことになりかねない)」と判示して、一般就労の蓋然性を認めた。

身体・精神・知的の各障害を持つ人の就労の機会、雇用する企業側の意識が高まってきたことなどによって、拡大化している。

進氏は死亡前時点、被告設置施設内の終寮に入寮し、同寮において地域社会での日常生活及び就労を自指して生活及び訓練を行っていたのであり、いずれは施設を出て地域社会で自立した生活を送るとともに、就労の機会を得た蓋然性は高いものと考えられる。

そして、就労によって少なくとも最低賃金(甲第17号証)を得ることの蓋然性は相当に高いといえる。

(2) 逸失利益(年金分) 金710万2211円

ただし、進氏(昭和43年2月23日生)の死亡時点における障害基礎

ねんきんがく ねん 年金額である金 80万4200円に、平均余命 44.18年としたライブ  
ニツ係数 17.6628を乗じ、内50パーセントについて支出を免  
れた生計費として除したもの

(3) 死亡慰謝料 金 2000万円

(4) 葬儀費用等 金 91万4400円

損害の明細内訳は、次のとおりである。

遺体移送費 151,000円

葬儀費用 578,400円 (僧侶・斎場費用・食事代などを含む)

香典返し 105,000円

初七日費用 75,000円

診断書費用 5,000円

(5) 弁護士費用 金 567万円

上記損害額相当である約金 4000万円を経済的利益とする日弁連報

酬基準による着手金 189万円と同報酬金 378万円の合計金額

#### 第4 被告保険会社に対する請求

##### 1 契約締結内容

原告父は被告保険会社との間において、普通傷害保険契約を締結して  
おり、被保険者死亡の場合の契約内容は、およそ下記のとおりであった(甲第  
8号証)。

#### 記

(1) 被保険者 佐藤進

(2) 保険期間 2002年4月1日から2003年4月1日まで

(3) 死亡保険金 金 211万7000円

(4) 死亡保険金受取人 法定相続人

##### 2 進氏の死亡

ぜんじゅつ ひ ほけんしゃ さとうすすむし へいせい ねん がつ か ななおふくし  
前述のとおり、被保険者たる佐藤進氏は、平成15年1月8日、七生福祉  
えん よくそうない にゅうよくちゅう できし  
園の浴槽内で入浴中に溺死した。

### 3 保険会社の対応

げんこくちち すすむし しぼうご ひこくほけんがいしゃ たい ぜんき ふつうしょうがいほけん  
原告父は、進氏の死亡後に、被告保険会社に対し、前記1の普通傷害保険  
けいやく もと しぼうほけんきん しはらい せいきゅう ひこくほけんがいしゃ  
契約に基づいて、死亡保険金の支払を請求したが、被告保険会社は、てん  
ほっさ びょうし りゆう しぼうほけんきん しはらい きよぜつ  
かん発作による「病死」であることを理由にして、死亡保険金の支払を拒絶  
した。

### 4 死亡保険金請求

すすむし ぜんじゅつ こうせいしんやく ふくさよう  
進氏は前述のとおり、向精神薬「レボトミン」の副作用としての、  
がんきゅうじょうてんほっさ しょうこうぐん ちゅういりよく はんしゃしんけい ていか  
眼球上転発作、パーキンソン症候群、注意力・反射神経の低下などによ  
よくそうない てんどう ゆぶね しず そくざ お あ がれず できすい しぼう  
り、浴槽内で転倒して湯船に沈み、即座にうまく起き上がれず、溺水し、死亡  
いた  
に至ったものと合理的に推定される。

すすむし がんきゅうじょうてんほっさ にちじょうてき じょうたい およ  
そして、進氏の眼球上転発作、それによる日常的な状態、及び「レ  
けいぞくてき ふくやくじじつ はあく ななおふくしえん しょくいん  
ボトミン」の継続的な服薬事実などを把握していた七生福祉園の職員らと  
たと すすむし にゅうよくじょうきょう ぶんていど かんかく み い  
しては、例えば、進氏の入浴状況を10分程度の間隔で見に行くなどの  
ちゅうい はら じゅうぶんかのう  
注意を払うことが十分可能であり、そうすべきであり、そうしていれば本件  
じこ ぼうし  
事故を防止することができた。

すなわち、本件は「病死」ではなく、七生福祉園の職員らにおいて過失  
じこし  
ある「事故死」だったものと合理的に推定される。

した いけんあんしよ しちしょうふくしえんえんちよう しょくいん ほっさ  
なお、死体検案書は七生福祉園園長ないし職員による「てんかん発作に  
できし いた けいぞくてき ふくやくじじつ はあく ななおふくしえん しょくいん  
よる溺死」という誤った憶測に基づく申告をそのまま採用して記載された  
ものにすぎず、ぜんじゅつ すすむし ししょうじょう よくそう  
前述のとおり、進氏における「てんかん」の症状は浴槽  
できし いた いしきしょうがい ともな ないよう けつ  
で溺死に至るような意識障害を伴う内容では決してなかったのであって、  
した いけんあん しょちゆう ほっさ しん かんけい きさいぶぶん  
死体検案書中の「てんかん発作」を死因と関係づけている記載部分は  
ごうりてきこんきよ か  
合理的根拠を欠いている。

## だい 5 そしょうまえ じょうきよう そうてん 第5 訴訟前の状況・争点

1 ななおふくしえん えんちよう ほんけん じこ はっせいちよくご すすむし ほんけんしん  
七生福祉園の園長は、本件事故発生直後から、進氏の本件死因について

何ら調査しないままに、「予測不能のてんかん発作に基づく意識障害発生による溺死」と憶測し、福祉サービス提供者としての過失を否認する旨公言し、そのまま今日に至っている。

2 被告保険会社は、てんかん発作による「病死」なので死亡保険金支払の対象外である、としている。

3 しかしながら、原告らにおいて、進氏の七生福祉園での生活の記録、投薬・健康管理の記録、職員の勤務体制の記録などについて、証拠保全手続をとり、「てんかん」に関する専門医師の意見を聴取する等の調査をした結果、前述のとおり、進氏の死亡は、「てんかん」発作に基づく意識障害発生によるものではなく、前述のとおり、向精神薬「レボトミン」の副作用としての、眼球上転発作、パーキンソン症候群、動作緩慢、注意力・反射神経の低下などにより、進氏が浴槽内で転倒して湯船に沈み、即座にうまく起き上がれず、溺死したことによるものと合理的に推定されることとなった。

そして、進氏の眼球上転発作状態及びレボトミンの服薬などを把握していた七生福祉園の職員らとしては、進氏の入浴状況を10分程度の間隔で見に行くなどの注意を払うことが十分可能であり、そうすべきであり、そうしていれば本件事故を防止することができたのである。

従って、本件は「病死」ではなく、七生福祉園の職員らにおいて過失のある「事故死」だったものと合理的に推定されるのである。

4 原告ら家族は、不安定な状態になることも少なくなかった進氏について、家族皆で愛情とケアをたくさん注いでいたが、家庭・地域の生活には不安が一杯で、家族としては進氏を世間から守ることばかりに終始してしまうという思いを強く抱くようになり、知的障害者専門の施設の方が、より適切なケアがなされて、進氏の成長にとってより良いのだろうと考え、やむを得ず入園させたのであった。

ところが今回、園は進氏の状態を正確・的確に把握せず、必要な注意を怠り、進氏を事故死させてしまった。

しかも、園は職務上の怠慢を頭から否定し、責任をあくまでも進氏の病気（てんかん発作）に転嫁する態度を示している（甲第6号証の2）。

原告らとしては、進氏の普段の状態から見ても、本年正月に家族と一緒に過ごしたときの様子から見ても、てんかん発作に基づく事故で死亡す

るなどということは到底考えられないし、納得できない。

園はこのような「責任転嫁」「言い逃れ」に終始し、原告ら（両親）に対して本件に関して何らの説明も釈明も謝罪もしていない。

原告らはこのような園の態度に怒り心頭に達し、本件訴訟提起に踏み切ったのである。

原告らの現在の気持ちは、「園に対する気持ちは（今は）、憎しみ90%・感謝10%である」「そもそも入所させたこと大変後悔している」「園にはこのような事件事故が二度と起きないこと、また今入所している人々に安心できる楽しい園作りに精一杯努力することを是非ともお願いしたい」「最後に、人間の死とは、障害者であろうが健常者であろうが、同じもの。命の尊さを十二分認識し、私たちの心の痛みをわかって頂き、裁判長の心温まる裁判をすみやかにお願いしたい」ということである。

## 第6 結論

よって、原告らは被告らに対し、民法415乃至417条、及び同709乃至711、715条（以上につき請求権競合）、同889条、並びに普通傷害保険契約に基づき、請求の趣旨記載のとりの金員（遅延損害金を含む）の支払を求めらる。

## 証拠方法

甲第1号証（戸籍謄本）

甲第2号証（死体検案書）

甲第3号証（愛の手帳）

甲第4号証（措置変更通知書）

甲第5号証（東京都社会福祉事業団の本陣登記簿謄本）

甲第6号証の1, 2（新聞記事）

甲第7号証（エイアイユー保険会社の法人登記簿謄本）

甲第8号証（普通傷害保険被保険者証）

甲第9号証（事情聴取書）

- 甲第10号証 (七生福祉園の報告書)  
 甲第11号証 (進氏に関する、七生福祉園での生活指導記録)  
 甲第12号証の1乃至3  
 (進氏に関する、七生福祉園での薬歴簿、健康簿、受診記録)  
 甲第13号証の1乃至3 (薬剤関係資料)  
 甲第14号証 (精神薄弱者施設運営の手引き)  
 甲第15号証の1乃至3 (とくに入浴中の事故と注意義務に関する資料)  
 甲第16号証 (勤務割表)  
 甲第17号証 (東京都の最低賃金資料)  
 甲第18号証 (年金資料)

## 添付書類

甲号証 (写)	各2通
戸籍謄本	1通
資格証明書	2通
委任状	2通

平成15年9月25日

原告ら訴訟代理人

弁護士	黒崎隆
弁護士	大石剛一郎

東京地方裁判所民事部 御中